

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		とちぎ市民活動推進センター利用の承認
根拠法令等及び条項		とちぎ市民活動推進センター条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	とちぎ市民活動推進センター条例第7条、第8条 とちぎ市民活動推進センター条例施行規則第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】とちぎ市民活動推進センター利用承認の基準</p> <p>1 とちぎ市民活動推進センター利用申請に対する承認（条例第7条）</p> <p>(1) センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>2 とちぎ市民活動推進センター利用承認基準（条例第8条）</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、付属設備等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) センターの設置目的に反する利用がなされると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障を来すおそれがあると認められるとき。</p> <p>3 とちぎ市民活動推進センター利用承認基準（施行規則第2条）</p> <p>条例第4条に規定する者でとちぎ市民活動推進センターの施設、付属施設等を利用しようとするものは、とちぎ市民活動推進センター登録申請書を市長に提出して、とちぎ市民活動推進センター登録証の交付を受けなければならない。</p>	